

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために甲が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じるものとする。

(事務従事者の明確化)

第5 乙は、その事務に従事している者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(事務従事者への遵守)

第6 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させなければならない。

(事務従事者への監督及び教育)

第7 乙は、その事務に従事している者に対して、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第9 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事業所の外への持出しの禁止)

第11 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務にかかる個人情報を取扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法による。

(遵守事項における報告)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守事項について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地調査をすることができる。再委託先についても同様とする。

(監査及び実地検査)

第17 甲は、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため、乙に対し、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて監査及び実地検査を行うことができる。再委託先についても同様とする。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合は、その損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第19 乙、受託事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供したり、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用等をしたときは、法又は番号法の規定により、罰則が適用される。

(注) 1 「甲」は蓮田市を、「乙」は、受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。